

「平成 28 年熊本・大分地震義援金」募集要綱（第 2 版）

社会福祉法人沖縄県共同募金会

1 趣旨

平成 28 年 4 月熊本地方を震源として発生した地震は、熊本県や大分県において人的被害をはじめ家屋の倒壊など甚大な被害をもたらしている。沖縄県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行う。

2 義援金の名称

平成 28 年熊本・大分地震義援金

3 募集期間

平成 28 年 4 月 18 日（月）から平成 28 年 6 月 30 日（木）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名（店番）	口座番号	口座名義
琉球銀行	石嶺支店（323）	（普） 335408	フク ² オキナワケンキョウドウボキョウカイ （福） 沖縄県共同募金会
沖縄銀行	石嶺支店（143）	（普） 1412281	
沖縄海邦銀行	汀良支店（028）	（普） 0187945	
沖縄県農業協同組合	首里支店（401）	（普） 0021623	
コザ信用金庫	安里支店（019）	（普） 0143843	

※受付期間は、同一金融機関の本支店からの振込手数料が免除されます。

※ATM及びインターネットバンキングを利用したの振込みは、手数料がかかります。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。①各金融機関等での振込金受領証または②本会及び各市町村共同募金委員会（支会・分会）発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となる。ただし、①、②の場合ともに、義援金目的の寄付であることを確認するため、本会の「平成 28 年熊本・大分地震義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて添付すること。

6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、被災 2 県の行政、県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7 その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととする。
- (2) この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

問い合わせ先

社会福祉法人沖縄県共同募金会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1 県総合福祉センター西棟 4 階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail akaihane@okishakyo.or.jp